

## 告 示

### 埼玉県告示第三百九十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.sai.tamaken-npo.net/>）により縦覧に供する）。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十八年三月十六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人ステップベース
- 三 代表者の氏名  
大川 秀治
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県戸田市氷川町一丁目十番一、三百六号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、放課後等において保育を必要とする小学生を対象にし、学童保育事業（放課後児童健全育成事業）を行うとともに、地域の子ども達の健やかな成長と豊かな地域社会づくりに寄与することを目的とする。